

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
本則に次の見出し及び二条を加える。

（建設業者監督処分簿の閲覧）

第十一条 法第二十九条の五第四項の規定による建設業者監督処分簿の閲覧は、県庁閲覧所において行う。

第十二条 第五条から第十条までの規定は、建設業者監督処分簿の閲覧について準用する。

附 則

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。